

第77回国民体育大会日光市競技会警備消防防災実施要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会警備・消防防災基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）における警備及び消防防災の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方針

第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、所轄警察署、日光市消防本部、日光市消防団その他関係機関等の協力を得て、警備及び消防防災に万全を期し、安全かつ円滑な大会の運営を図るものとする。

3 実施期間

警備及び消防防災の実施期間は、原則として大会の期間中とする。

4 実施対象施設

警備及び消防防災の実施対象施設は、競技会場、練習会場及び駐車場（以下「大会関連施設」という。）とする。

5 業務内容

（1）警備業務

- ① 盗難、犯罪等の事件及び雑踏事故の防止
- ② 大会参加者の誘導及び混雑の防止
- ③ その他警備に必要な業務

（2）消防防災業務

- ① 防災意識の普及・啓発
- ② 大会関連施設に対する予防査察の実施及び防火対策の指導
- ③ 消防用機械器具及び消防水利の点検整備及び維持管理

- ④ 大会関連施設における火災その他の災害の予防、警戒及び鎮圧
- ⑤ 大会関連施設における避難通路の確保及び火災その他の災害発生時における避難指導
- ⑥ 大会関連施設における救急救助業務
- ⑦ その他消防防災に必要な業務

(3) 共通業務

- ① 関係機関との連絡調整
- ② 火災、災害、事件、事故等発生時における実行委員会への報告

6 行幸啓の警備及び消防防災業務

行幸啓に係る警備及び消防防災業務については、関係機関等と協議し、別に定める。

7 大規模災害等に係る対策

大会開催期間中において、日光市災害対策本部が設置された場合は、日光市の防災関係部局と連携し対応する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、警備及び消防防災の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備及び消防防災の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。